

# 嵐山町地域防災計画

## 資 料 編

平成25年3月

嵐山町防災会議



# 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| <b>条例等</b> .....                       | 1  |
| 嵐山町防災会議条例 .....                        | 1  |
| 嵐山町防災会議委員名簿 .....                      | 3  |
| 嵐山町災害対策本部条例 .....                      | 4  |
| <b>協定等</b> .....                       | 5  |
| 大規模災害における相互応援に関する協定書 .....             | 5  |
| 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書 .....        | 9  |
| 大規模災害時の隣接市町村相互応援に関する協定実施細目 .....       | 10 |
| 避難所施設利用に関する協定書 .....                   | 14 |
| 避難所施設利用に関する協定書 .....                   | 16 |
| 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書 ..... | 18 |
| 避難所施設利用に関する協定書 .....                   | 20 |
| <b>避難施設</b> .....                      | 47 |
| 避 難 所 .....                            | 47 |
| 避難所利用地区 .....                          | 49 |
| 避 難 場 所 .....                          | 50 |
| 避難場所利用地区 .....                         | 51 |
| <b>公用車</b> .....                       | 49 |
| <b>防災行政無線</b> .....                    | 51 |
| 嵐山町防災行政無線設備 管理一覧表 .....                | 51 |
| <b>緊急輸送道路</b> .....                    | 52 |
| 緊急輸送道路（嵐山町内） .....                     | 52 |
| <b>危険箇所</b> .....                      | 53 |
| 山腹崩壊危険箇所 .....                         | 53 |
| 崩壊土砂流出危険地区 .....                       | 53 |
| 急傾斜崩壊危険箇所 .....                        | 54 |
| 河川指定区間一覧表 .....                        | 55 |
| <b>その他</b> .....                       | 56 |
| 町内の文化財一覧 .....                         | 56 |
| 町内所在の医療機関 .....                        | 59 |
| 管轄保健所所在地 .....                         | 59 |
| 調剤薬局 .....                             | 59 |

# 条例等

## 嵐山町防災会議条例

昭和38年3月28日  
条 例 第 24 号

改正 平成24年9月26日条例第20号

### (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき嵐山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 嵐山町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### (会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、嵐山町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから嵐山町

長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。  
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 嵐山町防災会議委員名簿

| N0 | 委員の別  | 区分               | 機関名                       | 職 名       |
|----|-------|------------------|---------------------------|-----------|
| 1  | 条例第3条 |                  | 会 長                       | 嵐山町長      |
| 2  | 2号委員  | 県の機関             | 川越比企地域振興センター              | 副所長       |
| 3  |       |                  | 東松山県土整備事務所                | 所長        |
| 4  |       |                  | 東松山農林振興センター               | 所長        |
| 5  | 3号委員  | 警察の機関            | 小川警察署                     | 署長        |
| 6  | 4号委員  | 町の機関             | 嵐山町役場                     | 副町長       |
| 7  |       |                  |                           | 総務課長      |
| 8  |       |                  |                           | 地域支援課長    |
| 9  |       |                  |                           | 町民課長      |
| 10 |       |                  |                           | 健康いきいき課長  |
| 11 |       |                  |                           | 長寿生きがい課長  |
| 12 |       |                  |                           | 文化スポーツ課長  |
| 13 |       |                  |                           | 環境農政課長    |
| 14 |       |                  |                           | まちづくり整備課長 |
| 15 |       |                  |                           | 上下水道課長    |
| 16 | 5号委員  | 教育機関             | 嵐山町教育委員会                  | 教育長       |
| 17 | 6号委員  | 消防機関             | 比企広域消防本部<br>小川消防署嵐山分署     | 分署長       |
| 18 |       |                  | 嵐山消防団                     | 団長        |
| 19 | 7号委員  | 指定公共機関又は指定地方公共機関 | N T T 東日本ー埼玉<br>埼玉中央西営業支店 | 支店長       |
| 20 |       |                  | 東京電力株式会社熊谷支社              | 支社長       |
| 21 |       |                  | 埼玉中央農協嵐山支店                | 支店長       |
| 22 |       |                  | 東武鉄道株式会社東松山管区             | 管区長       |
| 23 |       |                  | 嵐山ガス株式会社                  | 代表取締役     |
| 24 | 8号委員  | 自主防災会又は学識経験者     | 菅谷西防災会                    | 会長        |
| 25 |       |                  | 嵐山町社会福祉協議会                |           |

# 嵐山町災害対策本部条例

昭和38年3月28日  
条 例 第 23 号

改正 平成24年9月26日条例第20号

## (目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき嵐山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員が、これに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

## (雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

## 附 則（平成8年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。  
る。

# 協定等

## 大規模災害における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域における地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救護等の早急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課長等を定め、災害が発生したときはすみやかに相互に連絡するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

(応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収用のための施設の提供及びあつせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 全各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

(応援要請)



第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(その他)

第9条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれの記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

熊谷市宮町2-47-1  
熊谷市長

東松山市松葉町 1－1－1  
東松山市長

坂戸市千代田 1－1－1  
坂戸市長

滑川町福田 7 5 0－1  
滑川町長

嵐山町管谷 4 4 5－1  
嵐山町長

小川町大字大塚 5 5  
小川町長

都幾川村大字桃木 3 2  
都幾川村長

玉川村大字玉川 2 4 9 0  
玉川村長

川島町平沼 1 1 7  
川島町長

吉井町下細谷 4 1 1  
吉見町長

鳩山町大豆戸 1 8 4－1 6  
鳩山町長

東秩父村大字御堂 6 3 4

東秩父村長

大里村中曾根 6 5 4 － 1

大里村長

## 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

嵐山町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、嵐山町内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 甲は、嵐山町内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

（協力）

第３条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第４条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成１８年 ３月１３日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山１０３０－１

甲 嵐 山 町

嵐山町長 岩澤 勝

川越市仙波町２丁目５番地９

乙 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会

埼玉西部支部

支部長 横田 庄平

## 大規模災害時の隣接市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時の熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村との相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課等は、別表のとおりとする。

(要請の方法)

第3条 協定第5条に規定する応援要請は電話等又は連絡調整の職員を通じて行うものとし、後に文章で応援の協定市町村に提出するものとする。

(職員の表示)

第4条 応援職員及び協定第3条に規定する連絡調整の職員（以下「応援職員」という。）は、応援市町村名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害状況に応じ、必要な被服、当座の食糧及び携帯電話等を携行するものとする。

(職員に対する便宜の供与)

第6条 被災の協定市町村は、応援職員に対する宿泊所のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

(応援の内容)

第7条 協定第4条に規定する応援内容の具体的項目は、協定市町村ごとに作成し、必要に応じ見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

(防災訓練)

第8条 協定市町村は、応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(職員の派遣に要す経費負担)

第9条 協定第7条に規定する経費のうち、応援職員の派遣に要した経費の負担は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行うものとする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたもの

については応援を受けた協定市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援の協定市町村が賠償の責めに負うものとする。

(経費の支払方法)

第10条 応援の協定市町村が、協定第7条第2号の規定により、応援に要した経費は、次の各号に定めるところにより算出した額を応援を受けた協定市町村に請求できるものとする。

- (1) 提供した物資の時価評価額又は購入費及び輸送費
- (2) 車両及び機械器具の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 施設の提供については、借上料
- (4) 協定第4条第8号に規定する事項については、その実施に要した額

(経費負担の協議)

第11条 協定第7条の規定にかかわらず、被災の協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、協定市町村は協議することができるものとする。

(情報の交換)

第12条 協定第8条に定める情報の交換資料は、協定市町村の地域防災計画及びその他応援に必要とする資料とする。

(協定の見直し)

第13条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については。提案をする協定市町村がとりまとめをする。

附 則

この実施細目は、平成8年3月1日から施行する。

別 表

連 絡 担 当 部 課

別 表

連 絡 担 当 部 課

| 市町村名  | N T T電話番号                              | 部 課 等     | 県防災無線番号                    |
|-------|----------------------------------------|-----------|----------------------------|
| 熊 谷 市 | 電 話 0485-24-1111<br>F A X 0485-25-9051 | 市長公室危機管理室 | 80-4219<br>F A X 0-80-4210 |
| 東松山市  | 電 話 0493-23-2221<br>F A X 0493-22-7799 | 秘書室危機管理課  | 78-4219<br>F A X 0-78-4210 |
| 坂 戸 市 | 電 話 0493-83-1331<br>F A X 0492-83-3903 | 総務部防災安全課  | 72-4249<br>F A X 0-72-4240 |
| 滑 川 町 | 電 話 0493-56-2211<br>F A X 0493-56-2448 | 総 務 課     | 78-4269<br>F A X 0-78-4260 |
| 嵐 山 町 | 電 話 0493-62-2152<br>F A X 0493-62-5935 | 地 域 支 援 課 | 78-4229<br>F A X 0-78-4220 |
| 小 川 町 | 電 話 0493-72-1221<br>F A X 0493-74-2920 | 総 務 課     | 78-4239<br>F A X 0-78-4230 |
| ときがわ町 | 電 話 0493-65-1521<br>F A X 0493-65-3631 | 総 務 課     | 78-4279<br>F A X 0-78-4270 |
| 川 島 町 | 電 話 0492-97-1811<br>F A X 0492-97-6058 | 総 務 課     | 78-4249<br>F A X 0-78-4240 |
| 吉 見 町 | 電 話 0493-54-1513<br>F A X 0493-54-4200 | 総 務 課     | 78-4259<br>F A X 0-78-4250 |
| 鳩 山 町 | 電 話 0492-96-1211<br>F A X 0492-96-2594 | 総 務 課     | 78-4299<br>F A X 0-78-4290 |
| 東秩父村  | 電 話 0493-82-1221<br>F A X 0493-82-1562 | 総 務 課     | 78-4309<br>F A X 0-78-4300 |

様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

〇 〇 〇 〇 市町村長 様

市町村長 〇 〇 〇 〇

災害発生による応援要請について

大規模災害時における相互応援に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

| 項 目               | 内 容 |
|-------------------|-----|
| 1 被害の状況           |     |
| 2 応援の場所<br>及び到達経路 |     |
| 3 応援を受ける期間        |     |
| 4 応援の種類<br>及び内容   |     |
| 5 応援を要する<br>職種別人員 |     |
| 6 その他応援に<br>必要な事項 |     |



## 避難所施設利用に関する協定書

嵐山町長（以下、甲という）と埼玉県社会福祉事業団嵐山郷センター長（以下、乙という）とは、嵐山町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第11条 この協定書の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙

協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 甲と乙は、この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月1日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

甲 嵐山町

嵐山町長 岩 澤 勝

埼玉県比企郡嵐山町大字古里 1848

乙 埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷

センター長 伊 藤 公 雄

## 避難所施設利用に関する協定書

嵐山町長（以下、甲という）と埼玉県立嵐山史跡の博物館長（以下、乙という）とは、嵐山町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れがあるときに、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所として開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

### （避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

### （費用負担）

甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

### （開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間延長の申請をするものとする。

### （避難所解消への努力）

第8条 甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

### （避難所の終了）

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

### （有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に意義がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

### （協議）

第 11 条 この協定書の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 12 条 甲と乙は、この協定を証するため本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 2 月 2 日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

甲 嵐山町

嵐山町長 岩 澤 勝

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 757

乙 埼玉県立嵐山史跡の博物館

館 長 山 形 邦 彦

## 災害時における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

埼玉県比企郡嵐山町（以下「甲」という。）と埼玉県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、埼玉県比企郡嵐山町内に地震、風水害その他災害（以下「災害時」という。）が発生した場合における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の提供と協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等について、甲が乙及び丙に協力を要請できること及びその場合の手続きについて定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に霊柩車及び棺等葬祭用品を必要とする時は、乙及び丙に対し供給等の協力を要請することができることとし、乙及び丙は霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

第3条 前条の規定による要請は、町長が行うものとする。ただし、災害時の状況により防災担当課等からも協力の要請をすることができるものとする。

2 甲が乙及び丙に協力の要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡ものとし、事後に甲は要請書を乙及び丙に提出するものとする。

- （1）要請を行った者の職名・氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請する霊柩車の台数及び棺等葬祭用品の数量
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）その他要請を行うために必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の組合員は、甲が指定した遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力をしたときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後に乙及び丙は報告書を甲に提出するものとする。

- （1）霊柩車の台数及び棺等葬祭用品の数量
- （2）履行期間及び履行場所
- （3）組合長の氏名及び従事者名簿
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等に協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 甲及び丙は、組合員の霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払い請求があった場合は、その内容を  
検査のうえ、甲及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における災害救助法（昭和22年法律第118  
号）に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の協力がはかれ  
るよう広域応援体制及び情報伝達連絡体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては防災担当課長、乙にあつては埼  
玉葬祭業協同組合理事長、丙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会埼玉県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の活動中に災害情報を確認したときは、  
速やかに甲にれんらくするものとする。

第13条 甲は、霊柩車及び棺等葬祭用品の供給等の活動が図れるよう、霊柩車待機場所及び棺  
等葬祭用品の保管場所等に関し重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 この協定に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者にて協議を実施するも  
のとする。

(定めない事項)

第15条 この協定に関し、定めない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、  
甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、各々署名押印の上、各1通を保管する。

平成12年8月21日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

甲

嵐山町長 関根 昭二

埼玉県入間郡大井町大字亀久保933番地1

乙

埼玉県葬祭業協同組合

理事長 菅井康孝

埼玉県飯能市八幡町4番地12号

丙

社団法人全国霊柩自動車協会

埼玉県支部長 青木 利男

## 避難所施設利用に関する協定書

嵐山町長（以下、「甲」という。）と国立女性教育会館理事長（以下、「乙」という。）と埼玉県知事（以下、「丙」という。）とは、嵐山町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲が、乙及び丙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲は、乙及び丙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙及び丙の指定した場所を避難所として開設することができる。

### （開設の通知）

第4条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、事前に乙及び丙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、避難所の開設に緊急を要する場合は、甲の判断により乙及び丙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、甲はできるだけ早い時期に、乙及び丙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

### （避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙及び丙は甲に協力するものとする。

### （経費の負担）

避難所の管理運営に係る経費は原則として甲の負担とするものとする。

### （開設期間）

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、災害の状況により期間の延長をする必要がある場合は、甲は乙及び丙と協議のうえ、開設期間延長の申請をするものとする。

### （避難所解消への努力）

第8条 甲は、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

### （避難所の終了）

第9条 甲は、乙及び丙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙及び丙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、乙及び丙に引き渡すものとする。

### （有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙丙三者に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定書の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 12 条 甲と乙と丙は、この協定を証するため本書 3 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 4 月 18 日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

甲 嵐山町

嵐山町長 岩 澤 勝

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 728

乙 独立行政法人 国立女性教育会館

理事長 神 田 道 子

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

丙 埼玉県

埼玉県知事 上 田 清 司



## 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、嵐山町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

### （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

### （支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

### （復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、

甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年12月18日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成20年12月18日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

甲 嵐山町  
嵐山町長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合  
理事長

様式第1（第3条関係）

平成 年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿  
(FAX 048-663-0298)

埼玉県比企郡嵐山町長 岩 澤 勝

## 支 援 要 請 書

平成20年12月18日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

### 1 支援協力の種類

- ☐ 電気設備等の被害復旧
- ☐ 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- ☐ 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

### 2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- ☐ 避難場所の電気設備等の被害復旧
- ☐ 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- ☐ その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名：\_\_\_\_\_
- ・場所（住所）：\_\_\_\_\_
- ・責任者名：職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- ・電話番号：\_\_\_\_\_
- ・携帯番号：\_\_\_\_\_

### 3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで

様式第2（第5条関係）

平成 年 月 日

埼玉県比企郡嵐山町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

## 災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、  
災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

|          |      |  |
|----------|------|--|
| 要請年月日    |      |  |
| 復旧施設名    |      |  |
| 場所（住所）   |      |  |
| 業務完了年月日  |      |  |
| 施設担当責任者名 |      |  |
| 作業内容     |      |  |
| 作業実施業者名  | 会社名  |  |
|          | 担当者名 |  |
|          | 電話番号 |  |

## 災害時における主食供給等の協力に関する協定書

嵐山町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、嵐山町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、主食の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に、嵐山町地域防災計画に基づく食糧供給の必要が生じた場合、甲が乙に主食の調達及び供給等を求めることに必要事項を定めるものとする。

### （主食供給の協力要請）

第2条 災害時において、甲が主食を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有主食の供給について協力を要請することができる。

### （主食供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有主食の優先供給及び運搬について積極的に供給するものとする。

### （主食供給の要請手続き）

第4条 甲から乙への要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するとは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

### （主食の運搬）

第5条 主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。又、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

### （主食の引き取り）

第6条 主食の引き渡し場所は、嵐山町地域防災計画に定めた食糧の集積場所の中から甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

### （費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する主食の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

### （広域な支援体制の整備）

第8条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

### （法令の遵守）

第9条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

### （定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年3月31日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1  
甲 嵐山町  
嵐山町長 岩 澤 勝

埼玉県東松山市加美町1番20号  
乙 埼玉中央農業協同組合  
代表理事組合長

## 災害時における物資の輸送に関する協定書

嵐山町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 嵐山町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（1） 要請理由

（2） 輸送する物資名、数量及び輸送先

（3） 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数

（4） 輸送年月日（期間）

（5） その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するもの

とする。

- 2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8 時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 6 条 乙は、第 2 条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）

第 7 条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
- 3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）

第 8 条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

（期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、期間満了日の 1 か月前までに相手方に申し出るものとする。



(協議)

第 10 条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 2 月 2 3 日

嵐山町大字杉山 1030－1

甲 嵐山町

嵐山町長

嵐山町大字菅谷 233－3

乙 社団法人 埼玉県トラック協会小川・松山  
支部

支 部 長

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

小川・松山支部 様

嵐山町長

## 災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 \_\_\_\_\_

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

| 輸送業務<br>年 月 日<br>(実施日) | 輸 送<br>物資名 | 数 量 | 輸 送 先        | 備 考 |
|------------------------|------------|-----|--------------|-----|
| 年 月 日                  |            |     | 地先から<br>地先まで |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |

3. その他 \_\_\_\_\_

年 月 日

嵐山町長 様

埼玉県トラック協会  
小川・松山支部長

## 災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

| 輸送業務<br>年 月 日<br>(実施日) | 輸 送<br>物資名 | 数 量 | 輸 送 先        | 備 考 |
|------------------------|------------|-----|--------------|-----|
| 年 月 日                  |            |     | 地先から<br>地先まで |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |
|                        |            |     |              |     |

#### 2. その他

---

## 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

嵐山町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 日用品等の生活必需品

(2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定

める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030-1

甲 嵐山町

嵐山町長

岩 澤 勝

群馬県高崎市高関町 380

乙 株式会社カインズ

代表取締役社長

# 物資発注書

平成 年 月 日

株式会社 カインズ  
代表取締役

様

嵐山町長 岩 澤 勝

「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

要請する物資

| 要請日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|-----|------|------|--------|
|     |      |      |        |

特記事項

問い合わせ先

担当部署 地域支援課

担当者 地域支援・人権推進担当

電 話 0493-62-2152

F A X 0493-62-5935

メー ル r342.22011@town.ranzan.saitama.jp

# 物資供給報告書

平成 年 月 日

嵐山町長 岩 澤 勝

株式会社 カインズ  
担当部署 人事部

平成 年 月 日付で要請のあった物資については、下記のとおり供給したので報告します。

## 記

### 供給した物資

| 品 目   | 数 量 | 搬入場所   | 搬入日時・時刻 |
|-------|-----|--------|---------|
|       |     |        |         |
| 特記事項  |     |        |         |
| 担 当 者 |     |        |         |
| 所 属   | 氏 名 | 電話・FAX | メールアドレス |
| 人事部   |     |        |         |

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

嵐山町（以下「甲」という。）と社会福祉法人慈徳院こどもの心のケアハウス嵐山学園（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、嵐山町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

### （対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

### （受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。  
2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東原264番地1 社会福祉法人慈徳院こどもの心のケアハウス嵐山学園とする。

### （手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。  
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。  
（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等  
（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

### （経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

### （対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

### （物資調達及び介助者の確保）



第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1  
嵐山町

嵐山町長 岩 澤 勝

乙 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東原264番地1  
社会福祉法人慈徳院  
こどもの心のケアハウス 嵐山学園

理 事 長

## 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに 遺体の収容、安置、搬送に関する協定書

埼玉県比企郡嵐山町(以下「甲」という。)と埼玉葬祭業協同組合(以下「乙」という。)  
及び全日本葬祭業協同組合連合会(以下「丙」という。)は、地震・風水害その他の災  
害等(以下「災害等」という。)が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺  
体の収容・安置・搬送等の協力(以下「葬祭協力等」という。)に関して、次の通り協定  
を締結する。

### (総則)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協  
力等を要請できること及び、その場合の手続きについて定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭  
協力等の要請ができるものとする。

但し、災害等の規模が甚大でない場合は乙が、災害等が甚大な場合、又は、  
乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は、丙が協力をするものとする。

第3条 前条の規定による要請は、町長が行うものとする。

但し、災害時の状況により、防災担当課等からも要請をすることができるも  
のとする。

2 甲が乙及び丙に協力を要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は  
電話その他の方法により連絡するものとし、事後に甲は、要請書(様式1)を  
乙及び丙に交付するものとする。

- 1) 要請を行った者の職氏名
- 2) 要請の理由
- 3) 要請する葬祭協力の内容
- 4) 履行期間及び履行場所
- 5) その他の要請を行うための事項

第4条 甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び丙又は丙の派遣する丙の所属  
員は、甲が指定した場所に従事するものとする。

### (報告)

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を  
乙及び丙は、報告書(様式2)を甲に提出するものとする。

但し、葬祭協力等が数か月に跨る場合は、終了した月毎に集計して報告する  
ものとする。

- 1) 葬祭用品の品目及数量
- 2) 遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数
- 3) 履行期間及び履行場所
- 4) 組合長の氏名及び従事者名簿
- 5) 霊柩車の台数及び搬送報告書
- 6) その他の必要事項

(経費の負担)

第6条 葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、組合員の葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)及び「埼玉県地域防災計画」及び「埼玉県広域火葬計画」に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議のうえ、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう、広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当課長、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

第13条 甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、各々署名押印のうえ、各1通を

保有する。

平成24年6月1日

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1  
甲 埼玉県比企郡嵐山町  
嵐山町長 岩 澤 勝

埼玉県比企郡小川町大字増尾532番地1株花友内  
乙 埼玉葬祭業協同組合  
理事長

東京都港区港南2丁目4番12号港南Y Kビル4階  
丙 全日本葬祭業協同組合連合会  
会長

## 木曾義仲公が結ぶ縁 小矢部市・嵐山町

### 災害時における相互応援に関する協定書

#### (目的)

第1条 小矢部市と嵐山町は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）の発生により被災し、市町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

#### (連絡の窓口)

第2条 小矢部市と嵐山町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

#### (応援の要請)

第3条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、前条の連絡担当の部局を通じて、直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 被災市町の通常の通信手段が途絶し応援を要請することができない場合又は応援を要する被災状況と判断した場合には、応援の要請を受けることとなる市町（以下「応援市町」という。）は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

#### (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入及びその施設の提供
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

#### (経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、被災市町が負担するものとする。

- 2 被災市町が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合は、応援市町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(その他)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成25年10月30日

富山県小矢部市本町1番1号

小矢部市

代表者 小矢部市長

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

嵐山町

代表者 嵐山町長

## 木曽義仲公が結ぶ縁 木曽町・嵐山町

### 災害時における相互応援に関する協定書

#### (目的)

第1条 木曽町と嵐山町は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）の発生により被災し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合は、相互に応援協力することにより、被災した地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

#### (連絡の窓口)

第2条 木曽町と嵐山町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

#### (応援の要請)

第3条 応援を要請する町（以下「被災町」という。）は、前条の連絡担当の部局を通じて直ちに電話等の通信手段により応援を要請するとともに、速やかに文書を送付するものとする。

2 被災町の通常の通信手段が途絶し、応援を要請することができない場合又は応援を要する被災状況と判断した場合には、応援の要請を受けることとなる町（以下「応援町」という。）は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

#### (応援の内容)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入及びその施設の提供
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

#### (経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、被災町が負担するものとする。

- 2 被災町が前項の経費を支弁する時間的余裕がない場合は、応援町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。



(その他)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月4日

長野県木曽郡木曽町福島 2326 番地 6

木曽町

代表者 木曽町長

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

嵐山町

代表者 嵐山町長

# 避難施設

## 避難所

| NO | 施設名             | 所在地          | 収容人員 | 電話番号    | 区分 |
|----|-----------------|--------------|------|---------|----|
| 1  | ふれあい交流センター      | 菅谷 445-1     | 200  | 62-2144 | 町  |
| 2  | 菅谷小学校           | 菅谷 577       | 600  | 62-2044 | 町  |
| 3  | 菅谷中学校           | 菅谷 649       | 700  | 62-2055 | 町  |
| 4  | 活き活きふれあいプラザなごみ  | 菅谷 487-1     | 50   | 62-1788 | 町  |
| 5  | 川島集会所           | 川島 1975-1    | 50   | 62-2414 | 地区 |
| 6  | 志賀小学校           | 志賀 540       | 600  | 62-5888 | 町  |
| 7  | 志賀第1集会所         | 志賀 604-3     | 30   | —       | 地区 |
| 8  | 志賀2区自治会館        | 志賀 222-20    | 30   | 61-2735 | 地区 |
| 9  | 知識の森嵐山町立図書館     | むさし台 3-10-10 | 100  | 62-6989 | 町  |
| 10 | 平沢地区コミュニティセンター  | 平沢 310-2     | 30   | —       | 地区 |
| 11 | 遠山集会所           | 遠山 148-3     | 20   | —       | 地区 |
| 12 | 千手堂構造改善センター     | 千手堂 116-2    | 30   | —       | 地区 |
| 13 | 千手堂2区集会所        | 千手堂 22-44    | 30   | —       | 地区 |
| 14 | B&G 海洋センター      | 鎌形 855       | 500  | 62-5121 | 町  |
| 15 | 嵐山幼稚園           | 鎌形 2230-1    | 300  | —       | 町  |
| 16 | 南部交流センター        | 鎌形 2230-2    | 50   | —       | 町  |
| 17 | 植木山集会所          | 鎌形 1302-3    | 20   | —       | 地区 |
| 18 | 鎌形集会所           | 鎌形 2189-3    | 50   | —       | 地区 |
| 19 | 鎌形中島集会所         | 鎌形 1671-2    | 30   | —       | 地区 |
| 20 | 大蔵構造改善センター      | 大蔵 298-4     | 30   | —       | 地区 |
| 21 | 根岸集会所           | 根岸 52-2      | 20   | —       | 地区 |
| 22 | 将軍沢農村センター       | 将軍沢 425-2    | 20   | —       | 地区 |
| 23 | 古里コミュニティ消防センター  | 古里 428-3     | 30   | —       | 地区 |
| 24 | 尾根公民館           | 古里 384-1     | 20   | —       | 地区 |
| 25 | 馬内公会堂           | 古里 1531-4    | 30   | —       | 地区 |
| 26 | 七郷小学校           | 吉田 1913      | 200  | 62-2307 | 町  |
| 27 | 北部交流センター        | 吉田 1951-1    | 300  | 62-8730 | 町  |
| 28 | 活き活きふれあいプラザやすらぎ | 吉田 1951-1    | 50   | 61-0456 | 町  |
| 29 | 吉田第1区公民館        | 吉田 717-9     | 30   | —       | 地区 |
| 30 | 吉田第2区公民館        | 吉田 1233-1    | 30   | —       | 地区 |
| 31 |                 |              |      |         |    |
| 32 | 越畑第1公民館         | 越畑 1090-7    | 30   | —       | 地区 |
| 33 | 越畑第2公民館         | 越畑 508-1     | 30   | —       | 地区 |

|    |                 |           |     |         |    |
|----|-----------------|-----------|-----|---------|----|
| 34 | 越畑串引集会所         | 越畑 86-1   | 20  | —       | 地区 |
| 35 | 勝田農村センター        | 勝田 199    | 20  | —       | 地区 |
| 36 | 高倉集会所           | 勝田 830-2  | 20  | —       | 地区 |
| 37 | 嵐山花見台工業団地管理センター | 花見台 1-19  | 150 | 62-3016 | 町  |
| 38 | 広野上中郷集会所        | 広野 377-1  | 20  | —       | 地区 |
| 39 | 広野下郷集会所         | 広野 1369   | 30  | —       | 地区 |
| 40 | 広野 2 区集会所       | 広野 824-2  | 30  | —       | 地区 |
| 41 | 玉ノ岡中学校          | 杉山 610    | 600 | 62-2305 | 町  |
| 42 | 嵐山町役場           | 杉山 1030-1 | 200 | 62-2152 | 町  |
| 43 | 健康増進センター        | 杉山 1030-1 | 100 | 62-2152 | 町  |
| 44 | 杉山公民館           | 杉山 646-16 | 30  | —       | 地区 |
| 45 | 太郎丸公民館          | 太郎丸 373   | 20  | —       | 地区 |
| 46 | 国立女性教育会館        | 菅谷 728    | 500 | 62-6711 | 町  |
| 47 | 埼玉県立嵐山史跡の博物館    | 菅谷 757    | 150 | 62-5896 | 町  |
| 48 | 埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷  | 古里 1848   | 300 | 62-6221 | 町  |

#### 福祉避難所

| NO | 施設名             | 所在地      | 収容人員 | 電話番号    | 区分 |
|----|-----------------|----------|------|---------|----|
| 1  | こどもの心のケアハウス嵐山学園 | 菅谷 264-1 | 50   | 62-6600 | 町  |

#### 帰宅困難者 一時滞留施設

| NO | 施設名            | 所在地      | 収容人員 | 電話番号    | 区分 |
|----|----------------|----------|------|---------|----|
| 1  | ステーションホールアイプラザ | 菅谷 100-4 | 30   | 61-2823 | 町  |

# 避難所利用地区

| 避難所    |                                        |      |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|--------|----------------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|        | 施設名                                    | 収容人員 | 地区    |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| N<br>O |                                        |      | 菅谷    | 川島    | 志賀    | むさし台  | 平沢    | 遠山  | 千手堂 | 鎌形  | 大蔵  | 根岸 | 將軍沢 | 古里  | 吉田  | 越畑  | 勝田  | 広野  | 杉山  | 太郎丸 | 嵐山郷 |
|        | 地区別人口<br>埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告 平成24年1月1日現在 |      | 3,612 | 2,102 | 3,353 | 1,937 | 1,845 | 107 | 781 | 787 | 537 | 73 | 158 | 584 | 592 | 536 | 208 | 779 | 344 | 132 | 201 |
| 1      | ふれあい交流センター                             | 200  | ○     | ○     |       |       | ○     | ○   | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 2      | 菅谷小学校                                  | 600  | ○     | ○     |       |       | ○     | ○   | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 3      | 菅谷中学校                                  | 700  | ○     | ○     |       |       | ○     | ○   | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 4      | 活き活きふれあいプラザなごみ                         | 50   | ○     |       |       |       | ○     |     | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 5      | 川島集会所                                  | 50   |       | ○     |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 6      | 志賀小学校                                  | 600  |       |       | ○     | ○     | ○     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 7      | 志賀第1集会所                                | 30   |       |       | ○     |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 8      | 志賀2区自治会館                               | 30   |       |       | ○     |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 9      | 知識の森嵐山町立図書館                            | 100  |       | ○     | ○     | ○     |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 10     | 平沢地区コミュニティセンター                         | 30   |       |       |       |       | ○     |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 11     | 遠山集会所                                  | 20   |       |       |       |       |       | ○   |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 12     | 千手堂構造改善センター                            | 30   |       |       |       |       |       |     | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 13     | 千手堂2区集会所                               | 30   |       |       |       |       |       |     | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 14     | B&G海洋センター                              | 500  |       |       |       |       |       |     |     | ○   | ○   | ○  | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 15     | 嵐山幼稚園                                  | 300  |       |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 16     | 南部交流センター                               | 50   |       |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 17     | 植木山集会所                                 | 20   |       |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 18     | 鎌形北部集会所                                | 50   |       |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 19     | 鎌形中島集会所                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 20     | 大蔵構造改善センター                             | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     | ○   |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 21     | 根岸集会所                                  | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     | ○  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 22     | 將軍沢農村センター                              | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    | ○   |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 23     | 古里コミュニティ消防センター                         | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |
| 24     | 尾根公民館                                  | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |
| 25     | 馬内公会堂                                  | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     | ○   |     |     |     |     |     |     |     |
| 26     | 七郷小学校                                  | 600  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   | ○   | ○   |     |     |     |     |
| 27     | 北部交流センター                               | 300  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   | ○   | ○   |     |     |     |     |
| 28     | 活き活きふれあいプラザやすらぎ                        | 50   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   | ○   | ○   |     |     |     |     |
| 29     | 吉田第1区公民館                               | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |
| 30     | 吉田第2公民館                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |
| 31     | 町立吉田集会所                                | 40   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     | ○   |     |     |     |     |     |     |
| 32     | 越畑第1公民館                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |
| 33     | 越畑第2公民館                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |
| 34     | 越畑串引集会所                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     | ○   |     |     |     |     |     |
| 35     | 勝田農村センター                               | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 36     | 高倉集会所                                  | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 37     | 嵐山花見台工業団地管理センター                        | 150  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     | ○   |     |     |     |     |
| 38     | 広野上中郷集会所                               | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |
| 39     | 広野下郷集会所                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |
| 40     | 広野2区集会所                                | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   |     |     |     |
| 41     | 玉ノ岡中学校                                 | 600  |       |       | ○     |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   | ○   | ○   |     |
| 42     | 嵐山町役場                                  | 200  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   | ○   | ○   |     |
| 43     | 健康増進センター                               | 100  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     | ○   | ○   | ○   |     |
| 44     | 杉山公民館                                  | 30   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     | ○   |     |     |
| 45     | 太郎丸公民館                                 | 20   |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     | ○   |     |
| 46     | 国立女性教育会館                               | 500  | ○     |       |       |       |       |     |     | ○   |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 47     | 埼玉県立嵐山史跡の博物館                           | 150  | ○     |       |       |       |       |     | ○   |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 48     | 埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷                         | 300  |       |       |       |       |       |     |     |     |     |    |     | ○   |     |     |     |     |     |     | ○   |
|        | 箇所数                                    | 6870 | 6     | 5     | 5     | 2     | 6     | 4   | 7   | 6   | 2   | 2  | 2   | 4   | 6   | 6   | 6   | 6   | 4   | 4   | 1   |

## 避 難 場 所

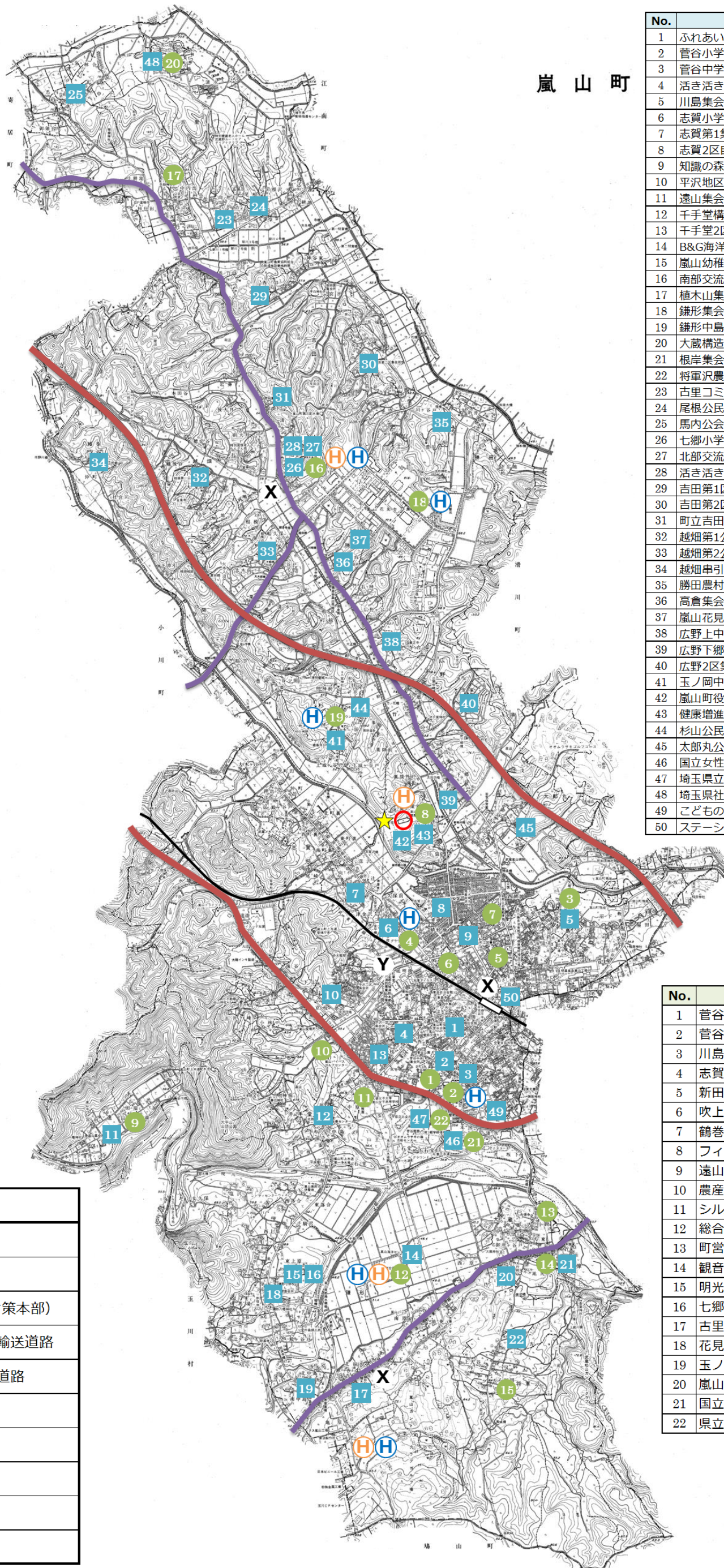
|    | 名 称                 | 所在地          | 面積 (㎡) |
|----|---------------------|--------------|--------|
| 1  | 菅谷小学校グラウンド          | 菅谷 577       | 10,001 |
| 2  | 菅谷中学校グラウンド          | 菅谷 649       | 16,423 |
| 3  | 川島運動場               | 川島 1973-1    | 8,285  |
| 4  | 志賀小学校グラウンド          | 志賀 540       | 8,580  |
| 5  | 新田沼公園               | むさし台 1 丁目 6  | 3,798  |
| 6  | 吹上公園                | むさし台 2 丁目 30 | 1,997  |
| 7  | 鶴巻運動公園              | むさし台 3 丁目 4  | 2,200  |
| 8  | フィットネス 2 1 パーク      | 広野 1432-2 他  | 32,594 |
| 9  | 遠山中央グラウンド           | 遠山 137       | 3,270  |
| 10 | 農産物直売所駐車場           | 千手堂 690-1    | 3,421  |
| 11 | シルバー人材センター (旧嵐山幼稚園) | 千手堂 156-3    | 1,252  |
| 12 | 嵐山町総合運動公園           | 鎌形 505       | 38,322 |
| 13 | 町営南部グラウンド           | 大蔵 655 他     | 19,139 |
| 14 | 観音堂                 | 根岸 59        | 1,040  |
| 15 | 明光寺                 | 将軍沢 308      | 1,634  |
| 16 | 七郷小学校グラウンド          | 吉田 1913      | 7,420  |
| 17 | 古里グラウンド             | 古里 750-2     | 4,547  |
| 18 | 花見台第 1 公園           | 花見台 1-109 他  | 53,226 |
| 19 | 玉ノ岡中学校グラウンド         | 杉山 610       | 12,270 |
| 20 | 埼玉県社会福祉事業団嵐山郷中庭     | 古里 1848      | 38,477 |
| 21 | 国立女性教育会館広場          | 菅谷 728       | 43,168 |
| 22 | 埼玉県立嵐山史跡の博物館広場      | 菅谷 757       | 5,713  |

避難場所利用地区

| 避難場所   |                |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
|--------|----------------|----|----|----|------|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| N<br>O | 施設名            | 地区 |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
|        |                | 菅谷 | 川島 | 志賀 | むさし台 | 平沢 | 遠山 | 千手堂 | 鎌形 | 大蔵 | 根岸 | 將軍沢 | 古里 | 吉田 | 越畑 | 勝田 |
| 1      | 菅谷小学校グラウンド     | ○  |    |    |      |    |    | ○   |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 2      | 菅谷中学校グラウンド     | ○  |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 3      | 川島運動場          |    | ○  |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 4      | 志賀小学校グラウンド     |    |    | ○  |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 5      | 新田沼公園          |    |    |    | ○    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 6      | 吹上公園           |    |    |    | ○    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 7      | 鶴巻運動公園         |    |    |    | ○    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 8      | フィットネス21パーク    |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    | ○  |
| 9      | 遠山中央グラウンド      |    |    |    |      |    | ○  |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 10     | 農産物直売所駐車場      |    |    |    |      | ○  |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 11     | シルバー人材センター     |    |    |    |      |    |    | ○   |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 12     | 総合運動公園         |    |    |    |      |    |    |     | ○  |    |    |     |    |    |    |    |
| 13     | 町営南部グラウンド      |    |    |    |      |    |    |     |    | ○  |    |     |    |    |    |    |
| 14     | 観音堂            |    |    |    |      |    |    |     |    |    | ○  |     |    |    |    |    |
| 15     | 明光寺            |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    | ○   |    |    |    |    |
| 16     | 七郷小学校グラウンド     |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    | ○  | ○  |    |
| 17     | 古里グラウンド        |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     | ○  |    |    |    |
| 18     | 花見台第1公園        |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    | ○  |
| 19     | 玉ノ岡中学校グラウンド    |    |    | ○  |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    | ○  |
| 20     | 県立福祉事業団嵐山郷中庭   |    |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     | ○  |    |    |    |
| 21     | 国立女性教育会館広場     | ○  |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 22     | 埼玉県立嵐山史跡の博物館広場 | ○  |    |    |      |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
| 箇所数    |                | 4  | 1  | 2  | 3    | 1  | 1  | 2   | 1  | 1  | 1  | 1   | 2  | 1  | 1  | 1  |



嵐 山 町



| No. | 避難所              |
|-----|------------------|
| 1   | ふれあい交流センター       |
| 2   | 菅谷小学校            |
| 3   | 菅谷中学校            |
| 4   | 生き生きふれあいプラザなごみ   |
| 5   | 川島集会所            |
| 6   | 志賀小学校            |
| 7   | 志賀第1集会所          |
| 8   | 志賀2区自治会館         |
| 9   | 知識の森嵐山町立図書館      |
| 10  | 平沢地区コミュニティセンター   |
| 11  | 遠山集会所            |
| 12  | 千手堂構造改善センター      |
| 13  | 千手堂2区集会所         |
| 14  | B&G海洋センター        |
| 15  | 嵐山幼稚園            |
| 16  | 南部交流センター         |
| 17  | 植木山集会所           |
| 18  | 鎌形集会所            |
| 19  | 鎌形中島集会所          |
| 20  | 大蔵構造改善センター       |
| 21  | 根岸集会所            |
| 22  | 將軍沢農村センター        |
| 23  | 古里コミュニティ消防センター   |
| 24  | 尾根公民館            |
| 25  | 馬内公会堂            |
| 26  | 七郷小学校            |
| 27  | 北部交流センター         |
| 28  | 生き生きふれあいプラザやすらぎ  |
| 29  | 吉田第1区公民館         |
| 30  | 吉田第2区公民館         |
| 31  | 町立吉田集会所          |
| 32  | 越畑第1公民館          |
| 33  | 越畑第2公民館          |
| 34  | 越畑串引集会所          |
| 35  | 勝田農村センター         |
| 36  | 高倉集会所            |
| 37  | 嵐山花見台工業団地管理センター  |
| 38  | 広野上中郷集会所         |
| 39  | 広野下郷集会所          |
| 40  | 広野2区集会所          |
| 41  | 玉ノ岡中学校           |
| 42  | 嵐山町役場            |
| 43  | 健康増進センター         |
| 44  | 杉山公民館            |
| 45  | 太郎丸公民館           |
| 46  | 国立女性教育会館         |
| 47  | 埼玉県立嵐山史跡の博物館     |
| 48  | 埼玉県社会福祉事業団 嵐山郷   |
| 49  | こどもの心のケアハウス 嵐山学園 |
| 50  | ステーションホール アイプラザ  |

| No. | 避難場所        |
|-----|-------------|
| 1   | 菅谷小学校グラウンド  |
| 2   | 菅谷中学校グラウンド  |
| 3   | 川島運動場       |
| 4   | 志賀小学校グラウンド  |
| 5   | 新田沼公園       |
| 6   | 吹上公園        |
| 7   | 鶴巻運動公園      |
| 8   | フィットネス21パーク |
| 9   | 遠山中央グラウンド   |
| 10  | 農産物直売所駐車場   |
| 11  | シルバー人材センター  |
| 12  | 総合運動公園      |
| 13  | 町営南部グラウンド   |
| 14  | 観音堂         |
| 15  | 明光寺         |
| 16  | 七郷小学校グラウンド  |
| 17  | 古里グラウンド     |
| 18  | 花見台第一公園     |
| 19  | 玉ノ岡中学校グラウンド |
| 20  | 嵐山郷中庭       |
| 21  | 国立女性教育会館    |
| 22  | 県立嵐山史跡の博物館  |

| 凡 例 |             |
|-----|-------------|
|     | 避難所         |
|     | 避難場所        |
|     | 町役場（災害対策本部） |
|     | 第1次特定緊急輸送道路 |
|     | 第2次緊急輸送道路   |
|     | 物資集積拠点      |
|     | 交番          |
|     | 消防署         |
|     | 防災ヘリポート     |
|     | ドクターヘリポート   |



# 公用車

| No. | 町災害対策本部 |                          | 保 管 課   | 自動車登録番号       | 略 称      | 種別    | 防災無線 |
|-----|---------|--------------------------|---------|---------------|----------|-------|------|
|     | 部名      | 班名                       |         |               |          |       |      |
| 1   | 総務部     | 庶務班<br>(庶務・人事、<br>議会事務局) | 総務課     | 熊谷 50 と 3221  | ムーブ      | 軽乗用車  | ○    |
| 2   |         |                          | 総務課     | 熊谷 300 み 6815 | クラウン     | 普通乗用車 |      |
| 3   |         |                          | 総務課共通管理 | 熊谷 300 や 1253 | プリウス     | 普通乗用車 |      |
| 4   |         | 財務班<br>(財政契約、<br>会計課)    | 総務課共通管理 | 熊谷 300 ゆ 1911 | ハイエース    | 普通乗用車 |      |
| 5   |         |                          | 総務課共通管理 | 熊谷 501 て 5137 | インサイト    | 小型乗用車 |      |
| 6   |         |                          | 会計課     | 熊谷 580 め 7786 | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 7   |         | 総括班                      | 地域支援課   | 熊谷 580 つ 502  | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 8   |         |                          | 地域支援課   | 熊谷 500 も 6407 | 青パト      | 小型乗用車 | ○    |
| 9   | 救助部     | 町民班                      | 税務課     | 熊谷 580 に 2246 | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 10  |         |                          | 税務課     | 熊谷 580 つ 6604 | ミラ       | 軽乗用車  |      |
| 11  |         |                          | 町民課     | 熊谷 580 ち 4753 | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 12  |         | 救助班                      | 健康いきいき課 | 熊谷 50 の 2746  | ミラ       | 軽乗用車  |      |
| 13  |         |                          | 健康いきいき課 | 熊谷 580 て 4309 | ミラ       | 軽乗用車  |      |
| 14  |         |                          | 健康いきいき課 | 熊谷 480 け 8109 | ハイゼットカーゴ | 軽貨物   |      |
| 15  |         |                          | 長寿生きがい課 | 熊谷 50 た 4014  | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 16  |         |                          | 長寿生きがい課 | 熊谷 580 に 6354 | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 17  |         |                          | 長寿生きがい課 | 熊谷 580 て 4308 | ミラ       | 軽乗用車  |      |
| 18  | 生活部     | 衛生班<br>(みどり環境)           | 環境農政課   | 熊谷 580 に 6355 | ジムニー     | 軽乗用車  | ○    |
| 19  |         |                          | 環境農政課   | 熊谷 400 ち 2074 | プロボックス   | 小型貨物  | ○    |
| 20  |         | 財務班<br>(農業振興、<br>農委事務局)  | 環境農政課   | 熊谷 400 た 7105 | プロボックス   | 小型貨物  | ○    |
| 21  |         |                          | 環境農政課   | 熊谷 40 め 9750  | 軽トラック    | 軽貨物   |      |
| 22  |         |                          | 環境農政課   | 熊谷 400 た 7536 | ライトエース   | 小型貨物  |      |
| 23  |         | 給水班                      | 上下水道課   | 熊谷 50 ひ 7980  | ムーブ      | 軽乗用車  |      |
| 24  |         |                          | 上下水道課   | 熊谷 40 む 7507  | ミラ       | 軽貨物   |      |
| 25  |         |                          | 上下水道課   | 熊谷 40 ら 163   | ハイジェット   | 軽貨物   |      |
| 26  |         |                          | 上下水道課   | 熊谷 44 ま 5425  | ハイラックス   | 小型貨物  | ○    |
| 27  |         |                          | 上下水道課   | 熊谷 44 め 1959  | カローラ     | 小型貨物  |      |



|    |     |           |          |               |            |      |   |
|----|-----|-----------|----------|---------------|------------|------|---|
| 28 |     |           | 上下水道課    | 熊谷 580 て 7291 | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 29 | 建設部 | 住宅班       | 企業支援課    | 熊谷 400 た 7106 | プロボックス     | 小型貨物 |   |
| 30 |     | 土木班       | まちづくり整備課 | 熊谷 480 き 2363 | 軽トラック      | 軽貨物  |   |
| 31 |     |           | まちづくり整備課 | 熊谷 400 そ 5670 | ライトエース     | 小型貨物 |   |
| 32 |     |           | まちづくり整備課 | 熊谷 400 た 7107 | プロボックス     | 小型貨物 | ○ |
| 33 |     |           | まちづくり整備課 | 熊谷 400 た 7108 | プロボックス     | 小型貨物 | ○ |
| 34 |     |           | まちづくり整備課 | 熊谷 580 な 5279 | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 35 | 教育部 | 社会<br>教育班 | 文化スポーツ課  | 熊谷 50 に 3776  | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 36 |     |           | 文化スポーツ課  | 熊谷 480 こ 5063 | ハイゼットカーゴ   | 軽貨物  |   |
| 37 |     |           | 文化スポーツ課  | 熊谷 400 そ 4663 | プロボックス     | 小型貨物 | ○ |
| 38 |     | 学校<br>教育班 | こども課     | 熊谷 50 と 3222  | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 39 |     |           | こども課     | 熊谷 50 に 3775  | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 40 |     |           | こども課     | 熊谷 480 け 2630 | アルト        | 軽乗用車 | ○ |
| 41 |     |           | 交流センター   | 熊谷 580 な 5276 | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 42 |     |           | 交流センター   | 熊谷 40 め 9751  | エブリー       | 軽貨物  |   |
| 43 |     |           | 図書館      | 熊谷 40 や 6070  | ハイゼット      | 軽貨物  |   |
| 44 |     |           | B&G      | 熊谷 480 け 5418 | 軽トラック      | 軽貨物  |   |
| 45 |     |           | B&G      | 嵐山町た 10       | グラントマスター   | 特殊車両 |   |
| 46 |     |           | 嵐山幼稚園    | 熊谷 50 た 4015  | ムーブ        | 軽乗用車 |   |
| 47 |     |           | 嵐山幼稚園    | 熊谷 200 さ 1091 | 幼稚園バス      | 普通乗合 |   |
| 48 |     |           | 嵐山幼稚園    | 熊谷 200 さ 1136 | 幼稚園バス      | 普通乗合 |   |
| 49 |     |           | シルバー人材   | 熊谷 44 め 1693  | タウンエース(MT) | 小型貨物 |   |

平成 25 年 8 月 1 日現在

# 防災行政無線

## 嵐山町防災行政無線設備 管理一覧表

平成 25 年 8 月 1 日現在

| 呼出名称     | 所 属          | 車両番号・車種              | 無線機<br>型式 | 製造<br>番号 | 製造<br>年月 | 備考 |
|----------|--------------|----------------------|-----------|----------|----------|----|
| らんざん 1   | 地域支援課        | 熊谷 500 も 6407 青パト    | UM1102LT  | 92689    | H05. 02  |    |
| らんざん 2   | 環境農政課        | 熊谷 400 セ 7105 フロホックス | UM1102LT  | 92690    | H05. 02  |    |
| らんざん 3   | 環境農政課        | 熊谷 580 に 6355 ジムニー   | UM1102LT  | 92691    | H05. 02  |    |
| らんざん 4   | 環境農政課        | 熊谷 400 セ 2674 フロホックス | UM1102LT  | 92692    | H05. 02  |    |
| らんざん 5   | まちづくり<br>整備課 | 熊谷 400 そ 7108 フロホックス | UM1102LT  | 92693    | H05. 02  |    |
| らんざん 6   | 上下水道課        | 熊谷 400 ま 5425 ハイラックス | UM1102LT  | 92694    | H05. 02  |    |
| らんざん 7   | まちづくり<br>整備課 | 熊谷 400 そ 7107 フロホックス | UM1102LT  | 92695    | H05. 02  |    |
| らんざん 8   | 文化<br>スポーツ課  | 熊谷 400 そ 4663 フロホックス | UM1102LT  | 92696    | H05. 02  |    |
| らんざん 9   | こども課         | 熊谷 480 け 2630 アルト    | UM1102LT  | 92697    | H05. 02  |    |
| らんざん 10  | 総務課          | 熊谷 50 と 3221 ムーブ     | UM1102LT  | 92698    | H05. 02  |    |
| らんざん 101 | 海洋センター       | 可搬局                  | UM1102LT  | 92699    | H05. 02  |    |
| らんざん 102 | 北部<br>交流センター | 可搬局                  | UM1102LT  | 92700    | H05. 02  |    |
| らんざん 201 | 上下水道課        | 携帯局                  | UM1108T   | 92701    | H05. 02  |    |
| らんざん 202 | 上下水道課        | 携帯局                  | UM1108T   | 92702    | H05. 02  |    |
| らんざん 203 | 上下水道課        | 携帯局                  | UM1108T   | 92703    | H05. 02  |    |
| らんざん 204 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92704    | H05. 02  |    |
| らんざん 205 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92705    | H05. 02  |    |
| らんざん 206 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92706    | H05. 02  |    |
| らんざん 207 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92707    | H05. 02  |    |
| らんざん 208 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92708    | H05. 02  |    |
| らんざん 209 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92709    | H05. 02  |    |
| らんざん 210 | 無線室          | 携帯局                  | UM1108T   | 92710    | H05. 02  |    |
| ぼうさいらんざん | 総務課          | 遠隔制御器 (800)          | RZ5510    |          | H05. 02  |    |
| ぼうさいらんざん | 町民課          | 遠隔制御器 (801)          | RZ5510    |          | H05. 02  |    |
| ぼうさいらんざん | まちづくり<br>整備課 | 遠隔制御器 (802)          | RZ5510    |          | H05. 02  |    |
| ぼうさいらんざん | 第二浄水場        | 遠隔制御器 (803)          | RZ5510    |          | H05. 02  |    |
| ぼうさいらんざん | 無線室          | 遠隔制御器 (899)          |           |          |          |    |

車載型 10 台 携帯型 10 台 可搬型 2 台

# 緊急輸送道路

## 緊急輸送道路（嵐山町内）

種別 1：第一次特定緊急輸送道路（高速道路・国道）

種別 2：第一次緊急輸送道路

種別 3：第二次緊急輸送道路（主要地方道・一般県道）

### 緊急輸送道路の定義

|             |                                          |
|-------------|------------------------------------------|
| 第一次特定緊急輸送道路 | 高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路          |
| 第一次緊急輸送道路   | 地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線                 |
| 第二次緊急輸送道路   | 地域内の防災拠点（県庁舎・市町村庁舎・災害拠点病院・防災基地など）を連絡する路線 |

| 種別 | 道路<br>管理者   | 路線<br>番号 | 道路<br>種別 | 路 線 名           | 区 間                                        | 総延長<br>k m | 町内延長<br>k m |
|----|-------------|----------|----------|-----------------|--------------------------------------------|------------|-------------|
| 1  | 東日本<br>高速道路 | 関越道      | 高 速      | 関越自動車道          | 所沢市城（都境）～上里町五明（群馬県境）                       | 67.9       | 5.5         |
| 1  | 埼玉県         | 254      | 国 道      | 国道 254 号        | 川越市木野目（木野目北交差点）～神川町肥土（群馬県境）                | 61.0       | 3.7         |
| 3  | 埼玉県         | 11       | 主 要      | 熊谷小川秩父線（アクセス道路） | 嵐山町越畑（深谷嵐山線との交差点）～小川町中爪（国道 254 号との交差点）     | 2.8        | 1.3         |
| 3  | 埼玉県         | 69       | 主 要      | 深谷嵐山線           | 深谷市田中（武川交差点）～嵐山町広野（嵐山町役場への入口との交差点）         | 11.3       | 6.3         |
| 3  | 埼玉県         | 172      | 一 般      | 大野東松山線          | ときがわ町田中（飯能寄居線との交差点）～東松山市上唐子（国道 254 号との交差点） | 8.4        | 2.7         |

# 危険箇所

## 山腹崩壊危険箇所

【12箇所】

| 整理<br>番号 | 箇所名 | 位 置 |     |       | 面 積<br>(ha) |
|----------|-----|-----|-----|-------|-------------|
|          |     | 町 名 | 大 字 | 小 字   |             |
| 881      | 遠山  | 嵐山町 | 遠 山 | 蛇跡    | 2           |
| 882      | 岩井  | 〃   | 越 畑 | 岩井    | 1           |
| 883      | 山下  | 〃   | 吉 田 | 山下    | 1           |
| 884      | 越畑  | 〃   | 越 畑 | 前大月   | 1           |
| 885      | 前大月 | 〃   | 〃   | 〃     | 1           |
| 886      | 日向  | 〃   | 〃   | 日向    | 1           |
| 887      | 豊岡  | 〃   | 杉 山 | 豊岡    | 1           |
| 888      | 豊岡前 | 〃   | 〃   | 〃     | 2           |
| 889      | 杉山城 | 〃   | 〃   | 上越ヶ谷戸 | 3           |
| 890      | 薬ノ峯 | 〃   | 〃   | 薬ノ峯   | 1           |
| 891      | 広正寺 | 〃   | 広 野 | 広正寺   | 1           |
| 892      | 西山  | 〃   | 越 畑 | 西山    | 1           |

## 崩壊土砂流出危険地区

【3箇所】

| 整理<br>番号 | 箇所名 | 位 置 |     |     | 面 積<br>(ha) |
|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|
|          |     | 町 名 | 大 字 | 小 字 |             |
| 742      | 遠山  | 嵐山町 | 遠 山 | 冥賀沢 | 0.3         |
| 743      | 根岸  | 〃   | 大 蔵 | 地尻  | 0.5         |
| 745      | 平沢  | 〃   | 遠 山 | 平沢  | 0.3         |

## 急傾斜崩壊危険箇所

平成 25 年 3 月 1 日現在

【Ⅰ-3 箇所、Ⅱ-10 箇所、Ⅲ-28 箇所、計 41 箇所】

| 箇所番号         | 土砂災害<br>警戒区域 | 箇所名   | 位 置 |     |       | 自然／<br>人工 |
|--------------|--------------|-------|-----|-----|-------|-----------|
|              |              |       | 町 名 | 大 字 | 小 字   |           |
| 11105-Ⅰ-0601 | ○            | 清水    | 嵐山町 | 吉田  | 清水    | 自然        |
| 11105-Ⅰ-0602 | ○            | 鶴巻－1  | 〃   | 吉田  | 鶴巻    | 自然        |
| 11105-Ⅰ-0603 | ○            | 古里    | 〃   | 古里  | 古里    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0606 | ○            | 坂下    | 〃   | 遠山  | 坂下    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0604 |              | 遠山－1  | 〃   | 遠山  |       | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0605 |              | 遠山－2  | 〃   | 遠山  |       | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0607 | ○            | 木ノ下   | 〃   | 遠山  | 木ノ下   | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0608 |              | 鶴巻－2  | 〃   | 吉田  | 鶴巻    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0609 | ○            | 坂上    | 〃   | 根岸  | 坂上    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0610 | ○            | 稲笠－1  | 〃   | 杉山  | 稲笠    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0611 | ○            | 上城ヶ谷戸 | 〃   | 杉山  | 上城ヶ谷戸 | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0612 |              | 仲町－1  | 〃   | 越畑  | 仲町    | 自然        |
| 11105-Ⅱ-0613 |              | 古里－3  | 〃   | 古里  | 古里    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0614 |              | 越畑－1  | 〃   | 越畑  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0615 |              | 越畑－2  | 〃   | 越畑  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0616 |              | 越畑－3  | 〃   | 越畑  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0617 | ○            | 稲笠－2  | 〃   | 杉山  | 稲笠    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0618 |              | 下串引   | 〃   | 越畑  | 下串引   | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0619 |              | 社宮司   | 〃   | 越畑  | 社宮司   | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0620 |              | 仲町－2  | 〃   | 越畑  | 仲町    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0621 |              | 本田谷   | 〃   | 越畑  | 本田谷   | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0622 |              | 亀ノ原   | 〃   | 鎌形  | 亀ノ原   | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0623 |              | 吉田－1  | 〃   | 吉田  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0624 |              | 吉田－2  | 〃   | 吉田  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0625 |              | 吉田－3  | 〃   | 吉田  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0626 |              | 吉田－4  | 〃   | 吉田  |       | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0627 |              | 山下    | 〃   | 吉田  | 山下    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0628 |              | 鍋谷    | 〃   | 吉田  | 鍋谷    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0629 |              | 古里－2  | 〃   | 古里  | 古里    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0630 |              | 東方－1  | 〃   | 将軍沢 | 東方    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0631 |              | 東方－2  | 〃   | 将軍沢 | 東方    | 自然        |
| 11105-Ⅲ-0632 |              | 東方－3  | 〃   | 将軍沢 | 東方    | 自然        |

|              |  |        |   |     |       |    |
|--------------|--|--------|---|-----|-------|----|
| 11105-Ⅲ-0633 |  | 東方－４   | 〃 | 将軍沢 | 東方    | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0634 |  | 東方－５   | 〃 | 将軍沢 | 東方    | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0635 |  | 東方－６   | 〃 | 将軍沢 | 東方    | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0636 |  | 東方－７   | 〃 | 将軍沢 | 東方    | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0637 |  | 東方－８   | 〃 | 将軍沢 | 東方    | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0638 |  | 下城ヶ谷戸  | 〃 | 杉山  | 下城ヶ谷戸 | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0639 |  | 表猿外戸－１ | 〃 | 杉山  | 表猿外戸  | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0640 |  | 裏猿外戸－２ | 〃 | 杉山  | 裏猿外戸  | 自然 |
| 11105-Ⅲ-0641 |  | 石堂     | 〃 | 千手堂 | 石堂    | 自然 |

土砂災害警戒区域：埼玉県より土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された箇所

### 河川指定区間一覧表

| 河川名 | 区 間 |                     |          | 河川延長（m） |       |       |
|-----|-----|---------------------|----------|---------|-------|-------|
|     | 上流端 |                     | 下流端      | 左岸      | 右岸    | 合計    |
| 粕川  | 左岸  | 嵐山町大字越畑字東川端 750 番地先 | 市野川への合流点 | 3,500   | 3,500 | 7,000 |
|     | 右岸  | 嵐山町大字越畑字西川端 96 番地先  |          |         |       |       |

## その他

### 町内の文化財一覧

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

| No. | 指定<br>区分 | 種 別         | 分 類         | 名 称                  | 所在地            | 所有者または<br>管理者    | 指定年月日                               |
|-----|----------|-------------|-------------|----------------------|----------------|------------------|-------------------------------------|
| 1   | 国        | 有形文化財       | 彫刻          | 銅造阿弥陀如来及両脇<br>侍立像    | 大蔵 635         | 向徳寺              | (旧国宝)<br>昭 10. 4. 30<br>昭 25. 8. 29 |
| 2   | 国        | 記念物         | 史跡          | 比企城館跡群菅谷館跡           | 菅谷 732 他       | 埼玉県              | 昭 48. 5. 26<br>(指定替)<br>平 20. 3. 28 |
| 3   | 国        | 記念物         | 史跡          | 比企城館跡群杉山城跡           | 杉山 614 他       | 個人所有             | 平 20. 3. 28                         |
| 4   | 県        | 有形文化財       | 建造物         | 日本赤十字社埼玉県支<br>部旧社屋   | 鎌形 2231-1<br>他 | 嵐山町              | 平 6. 3. 16                          |
| 5   | 県        | 有形文化財       | 考古資料        | 鋳銅経筒                 | 平沢 977         | 平沢寺              | 昭 29. 10. 23                        |
| 6   | 県        | 無形民俗文<br>化財 | 民俗芸能        | 越畑の獅子舞               | 越畑             | 越畑八宮神社<br>獅子舞保存会 | 昭 33. 3. 20<br>(指定替)<br>昭 54. 3. 27 |
| 7   | 県        | 記念物         | 史跡          | 源義賢墓                 | 大蔵             | 個人所有             | 大 13. 3. 31                         |
| 8   | 県        | 記念物         | 史跡          | 大蔵館跡                 | 大蔵 522 他       | 大蔵神社             | 昭 9. 3. 31                          |
| 9   | 県        | 記念物         | 旧跡          | 太田資康詩歌会跡             | 平沢             | 白山神社             | 昭 36. 9. 1                          |
| 10  | 県        | 記念物         | 旧跡          | 元全網夫妻の墓              | 杉山 180         | 個人所有             | 昭 36. 9. 1                          |
| 11  | 町        | 有形文化財       | 建造物         | 鎌形八幡神社本殿             | 鎌形 1993-1      | 鎌形八幡神社           | 昭 60. 12. 1                         |
| 12  | 町        | 有形文化財       | 建造物         | 安養寺山門                | 大蔵 299         | 安養寺              | 昭 60. 12. 1                         |
| 13  | 町        | 有形文化財       | 絵画          | 落栗庵元全網筆雲竜            | 杉山 840         | 薬師堂              | 昭 36. 11. 1                         |
| 14  | 町        | 有形文化財       | 工芸品         | 貞和の懸仏                | 鎌形 1993-1      | 鎌形八幡神社           | 昭 36. 8. 31                         |
| 15  | 町        | 有形文化財       | 工芸品         | 銅造薬師如来坐像<br>木造薬師如来坐像 | 将軍沢 308        | 明光寺              | 平 23. 12. 16                        |
| 16  | 町        | 有形文化財       | 彫刻          | 手白神社本殿彫刻             | 吉田 952         | 手白神社             | 昭 49. 9. 10                         |
| 17  | 町        | 有形文化財       | 彫刻          | 円空仏三体像               | 鎌形             | 個人所有             | 昭 60. 12. 1                         |
| 18  | 町        | 有形文化財       | 古文書         | 内田広重証状               | 志賀             | 個人所有             | 昭 49. 9. 1                          |
| 19  | 町        | 有形文化財       | 文書・歴<br>史資料 | 広正寺文書及び高木家<br>墓碑     | 広野 359         | 広正寺              | 昭 36. 10. 1                         |
| 20  | 町        | 有形文化財       | 考古資料        | 縄文土偶                 | 大蔵             | 個人所有             | 昭 34. 11. 20                        |

|    |   |         |      |                 |               |            |              |
|----|---|---------|------|-----------------|---------------|------------|--------------|
| 21 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 行司免遺跡出土品        | 杉山 1030-1     | 嵐山町教育委員会   | 平 2. 4. 1    |
| 22 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 武人埴輪と男子埴輪       | 杉山 1030-1     | 嵐山町教育委員会   | 昭 34. 11. 20 |
| 23 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 向徳寺板碑群          | 大蔵 635        | 向徳寺        | 昭 34. 11. 20 |
| 24 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 複合塔婆            | 吉田 1055       | 宗心寺        | 昭 34. 11. 20 |
| 25 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 阿弥陀三尊種子板石塔婆     | 将軍沢 308       | 明光寺        | 昭 60. 12. 1  |
| 26 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 阿弥陀三尊図像板石塔婆     | 越畑            | 個人所有       | 昭 60. 12. 1  |
| 27 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 日影堂大日題目複合板石塔婆   | 吉田 1055       | 宗心寺        | 昭 60. 12. 1  |
| 28 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 桜井坊大日板石塔婆       | 鎌形            | 個人所有       | 昭 60. 12. 1  |
| 29 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 蛇坂の水神塔          | 菅谷 980 - 1    | 向徳寺        | 平 16. 6. 20  |
| 30 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 志賀観音堂の石仏群       | 志賀 410        | 宝城寺        | 平 16. 6. 20  |
| 31 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 越畑尼ヶ峠の石仏群       | 越畑 278-1      | 個人所有       | 平 16. 6. 20  |
| 32 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 広野大下三差路の庚申塔群    | 広野 1295       | 個人所有       | 平 16. 6. 20  |
| 33 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 杉山六万坂の石仏群       | 杉山 185-2      | 個人所有       | 平 16. 6. 20  |
| 34 | 町 | 有形文化財   | 考古資料 | 平地蔵             | 鎌形 2388-2     | 個人所有       | 平 16. 6. 20  |
| 35 | 町 | 有形文化財   | 歴史資料 | 元奎綱及び知恵内子関係資料一括 | 杉山            | 個人所有       | 平 9. 4. 1    |
| 36 | 町 | 有形文化財   | 歴史資料 | 畠山重忠公像          | 菅谷 747        | 嵐山町        | 平 23. 12. 16 |
| 37 | 町 | 無形民俗文化財 | 民俗芸能 | 兵執神社獅子舞         | 古里            | 兵執神社獅子舞保存会 | 昭 37. 9. 10  |
| 38 | 町 | 無形民俗文化財 | 民俗芸能 | 古里の祭囃子          | 古里            | 古里祭囃子保存会   | 昭 49. 9. 10  |
| 39 | 町 | 記念物     | 史跡   | 稲荷塚古墳           | 菅谷 659        | 菅谷神社       | 昭 36. 10. 1  |
| 40 | 町 | 記念物     | 史跡   | 山王古墳群           | 千手堂 227<br>他  | 嵐山町教育委員会   | 昭 60. 12. 1  |
| 41 | 町 | 記念物     | 史跡   | 天神山古墳群          | 勝田 155-1<br>他 | 嵐山町教育委員会   | 昭 60. 12. 1  |
| 42 | 町 | 記念物     | 史跡   | 将軍沢窯跡群          | 将軍沢 825<br>他  | 嵐山町教育委員会   | 昭 37. 9. 1   |
| 43 | 町 | 記念物     | 史跡   | 伝木曾義仲産湯の清水      | 鎌形 1993-1     | 鎌形八幡神社     | 昭 37. 9. 1   |
| 44 | 町 | 記念物     | 史跡   | 行司免遺跡の石組井戸      | 大蔵            | 個人所有       | 平 2. 4. 1    |



|    |   |     |       |         |           |              |              |
|----|---|-----|-------|---------|-----------|--------------|--------------|
| 45 | 町 | 記念物 | 史跡    | 笛吹峠     | 将軍沢 803-1 | 嵐山町教育<br>委員会 | 昭 37. 9. 1   |
| 46 | 町 | 記念物 | 史跡    | 旧平沢寺建物跡 | 平沢        | 個人所有         | 平 9. 4. 1    |
| 47 | 町 | 記念物 | 天然記念物 | 大シイ     | 遠山 267-1  | 個人所有         | 昭 30. 11. 20 |
| 48 | 町 | 記念物 | 天然記念物 | 大カヤ     | 古里 881    | 重輪寺          | 昭 43. 9. 2   |
| 49 | 町 | 記念物 | 天然記念物 | 大イチョウ   | 越畑 1122   | 金泉寺          | 昭 49. 9. 10  |
| 50 | 町 | 記念物 | 天然記念物 | 大スギ     | 吉田 952    | 手白神社         | 昭 49. 9. 10  |

### 町内所在の医療機関

| 医療機関名           | 住 所          | 診療科目                 | 電話番号    |
|-----------------|--------------|----------------------|---------|
| 吉田医院            | 志賀 263-124   | 内・小                  | 62-5277 |
| 渡辺産婦人科          | 菅谷 246-96    | 産・婦・内・小・皮            | 62-5885 |
| 武蔵嵐山病院          | 太郎丸 135      | 内・消・呼・循・リハ・人透・<br>神内 | 62-7282 |
| 嵐山清水眼科医院        | 志賀 204-1     | 眼                    | 62-7898 |
| 西大寺医院           | 志賀 192-31    | 内・外・皮                | 62-1286 |
| 大谷クリニック         | 菅谷 467       | 内・整                  | 61-1220 |
| 野崎クリニック         | 千手堂 693      | 胃・外・内・整・肛・リハ         | 61-1810 |
| みんなの診療所         | 鎌形 1331-1    | 内・小・神                | 61-0248 |
| 清水小児科アレルギークリニック | 菅谷 512-1     | 小・アレルギー              | 61-2431 |
| 田幡歯科医院          | 菅谷 131-16    | 歯                    | 62-3018 |
| 水野歯科医院          | 菅谷 154-2     | 歯                    | 62-7003 |
| 河添歯科医院          | むさし台 1-19-12 | 歯                    | 62-7353 |
| 栄田歯科医院          | 志賀 205-2     | 歯                    | 62-7411 |
| かねこ歯科医院         | 志賀 1-80      | 歯                    | 62-9137 |
| 嵐山歯科クリニック       | むさし台 1-33-10 | 歯                    | 62-1837 |
| くまい歯科クリニック      | 平沢 388-1     | 歯                    | 63-1841 |
| ながさき歯科クリニック     | 平沢 249-62    | 歯                    | 63-4618 |

### 管轄保健所所在地

| 保健所名   | 所在地            | 電話番号         |
|--------|----------------|--------------|
| 東松山保健所 | 東松山市若松町 2-6-45 | 0493-25-3430 |

### 調剤薬局

| 名 称       | 所在地        | 電話番号    |
|-----------|------------|---------|
| ドルフィン調剤薬局 | 平沢 414-7   | 63-0855 |
| 平塚薬局菅谷店   | 菅谷 463-3   | 63-0830 |
| サカエ薬局     | 志賀 192-63  | 62-8534 |
| 幸西堂薬局     | 志賀 274-155 | 62-4055 |
| 嶋本薬局      | 菅谷 451     | 62-5511 |
| パル薬局嵐山店   | 菅谷 513-1   | 61-0580 |